

## はじめに

千葉市環境保健研究所は、平成5年3月、試験検査と調査研究機能を兼ね備えた科学的・技術的中核機関として設置し、保健衛生及び環境保全行政を推進するために必要な科学的根拠となる試験検査結果を関係機関に提供して参りました。

研究所の使命は、市民の皆様が快適な環境のもとで健康な生活を送ることができるよう、広範多岐にわたる行政施策の効果的な推進に寄与し、公衆衛生の更なる向上に貢献することにあります。そのため、日々の業務は行政依頼の試験検査業務が、かなり多くの割合を占めており、精度管理に裏付けされた正確な結果を迅速に提供することを常に心掛け、実践して参りました。

一方、社会情勢及び環境の変化、検査・分析技術の進歩、新興・再興感染症対策等、求められる試験検査は年々多様化し、変化しています。これら新たな事案や喫緊の課題に的確に対処するためには、専門知識・技術の蓄積、解析能力と解決策を導く能力の向上に繋がる基礎的な調査研究の充実が必要・不可欠なことと考え、限られた人的・財政的状况の中、人材育成と機器の整備に取り組んでいるところです。

現在、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症について、日本では令和2年2月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づく指定感染症に規定され、その後の感染拡大に伴い、4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、これにより感染者数は一時減少に転じました。

しかし、秋以降感染者数が再び増加、年末年始以降、過去最大の感染者数となり、年明けの1月には地域医療も逼迫していることから、再度1都3県に緊急事態宣言が再発出され、患者増加に歯止めがかかるかどうか、という状況となっています。

当研究所では、遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の休日・夜間の実施体制をとり、さらに保健所や市民へのワクチン接種体制確立を急いでいる衛生部門への人的派遣等を通して、市民の健康を守るため尽力しているところです。この異常事態が一日も早く収束するように当研究所も、できる限り対応していく所存であります。

今後ともご支援、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年2月

千葉市環境保健研究所  
所長 大塚 正毅

